

京都歯科サービスセンター事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の口腔衛生の向上を図り、社会福祉に寄与するため、京都歯科サービスセンターにおいて心身障害者等に対する診療等を実施するための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付先は京都府歯科医師会（以下「補助事業者」という。）とする。

2 補助事業者は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(交付の対象)

第3条 補助金は、補助事業者が京都歯科サービスセンターにおいて市民に対して検診・相談・指導等を行い、口腔衛生に関する知識を普及、向上させるとともに、心身障害者等の特定対象者に対して診療を行うために要する経費のうち別表に掲げる経費から診療報酬収入を控除した額（以下「交付対象経費」という。）のうち市長が認めるものを対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象経費を2で除した額を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、京都歯科サービスセンター事業補助金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、収支予算書のほか市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助金の請求及び支払)

第7条 市長は、前条による補助金の交付決定を受けた補助事業者からの請求により、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付は、補助事業の期間の終了前に行うことができる。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容または経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都歯科サービスセンター事業補助金変更承認申請書(第2号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、診療日時及び診療時間以外とする。

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都歯科サービスセンター事業補助金中止・廃止承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

(事業報告)

第9条 補助事業者は、翌年度の5月末までに遅滞なく事業報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、健康長寿企画課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都歯科サービスセンター事業補助金交付要綱(以下「旧京都歯科サービスセンター事業補助金交付要綱」という。)に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都歯科サービスセンター事業補助金交付要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

対象経費	事業の実施に必要な職員の給料、職員手当等、報酬、共済費、法定福利費、研修費、旅費、需用費(消耗品費、資料購入費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費)、役務費(通信運搬費)、委託料、損害保険料、使用料及び賃借料、備品購入費、材料費
------	--

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）
京 都 市 長

（住 所）
（団 体 名）
（代表者氏名）

年度京都歯科サービスセンター事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり京都歯科サービスセンター補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画
- 4 収支予算書（別紙）

第2号様式（第8条関係）

京都歯科サービスセンター事業補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 (電話 ー)

京都市補助金等に関する条例第11条第1項第1号の規定により補助事業の内容の変更承認を申請します。
変更内容

第3号様式（第8条関係）

京都歯科サービスセンター事業補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 (電話 ー)

京都市補助金等に関する条例第11条第1項第1号の規定により補助事業 <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請します。 <input type="checkbox"/> 廃止
中止又は廃止の理由